

宮古市規則第 2 号

宮古市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宮古市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 26 年宮古市条例第 23 号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の許可の申請は、風致地区内行為（変更）許可申請書（様式第 1 号）に、風致地区内行為説明書（様式第 2 号）及び別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める図面を添付してしなければならない。

(許可の通知等)

第 3 条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る行為を許可したときは風致地区内行為（変更）許可通知書（様式第 3 号）により、許可しないこととしたときは風致地区内行為（変更）不許可通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

(条例第 3 条第 3 項の規則で定める者)

第 4 条 条例第 3 条第 3 項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (4) 独立行政法人水資源機構
- (5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (7) 独立行政法人環境再生保全機構
- (8) 独立行政法人国立病院機構
- (9) 国立研究開発法人森林総合研究所

(行為の通知)

第 5 条 条例第 3 条第 4 項の規定による通知は、風致地区内行為（変更）通知書（様式第 5 号）に、風致地区内行為説明書及び別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める図面を添付してしなければならない。

(木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の算定)

第 6 条 条例第 4 条第 1 項第 5 号アの木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の算定は、樹木の樹冠その他風致を形成しており土地に定着している物の水平投影面積によるものとする。ただし、樹木の樹冠の水平投影面積は、次の表の左欄に掲げる樹木の高さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積とする。

樹木の高さ	面積
1メートル以下の場合	0.5平方メートル
1メートルを超え2メートル以下の場合	1.5平方メートル

2メートルを超え3メートル以下の場合	3.5平方メートル
3メートルを超え4メートル以下の場合	6.0平方メートル
4メートルを超え5メートル以下の場合	10.0平方メートル
5メートルを超え6メートル以下の場合	14.0平方メートル
6メートルを超える場合	19.0平方メートル

(完了等の届出)

第7条 条例第5条の規定による届出は、風致地区内行為完了（廃止）報告書（様式第6号）により行うものとする。

(立入検査員証)

第8条 条例第7条第3項の身分を示す証明書は、立入検査員証（様式第7号）とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条、第5条関係）

行為	図面	
	種類	明示すべき事項
建築物の建築その他工作物の建設	付近見取図	方位、施行箇所、道路、河川及び公共建築物（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第1項に規定する公共建築物をいう。以下同じ。）
	現況・計画配置図	縮尺（50分の1から600分の1までのものに限る。）、方位、地名、地番、敷地の境界線、敷地内の工作物、木竹等の位置、工作物から敷地の境界線までの距離並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	求積図	敷地及び工作物の面積
	2面以上の立面図	縮尺、高さ、主要部分の材料の種別、仕上げの方法及び色彩
建築物その他の工作物の色彩の変更	付近見取図	方位、施行箇所、道路、河川及び公共建築物
	現況・計画配置図	縮尺（50分の1から600分の1までのものに限る。）、方位、地名、地番、敷地の境界線、敷地内の工作物、木竹等の位置、工作物から敷地の境界線までの距離並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	求積図	敷地及び工作物の面積
	2面以上の立面図	色彩の変更部分及び変更面積並びに変更前後の色彩
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	付近見取図	方位、施行箇所、道路、河川及び公共建築物
	現況・計画平面図	縮尺、方位、地名、地番、行為地の境界線（土地に高低差がある場合にあつては、境界線及び等高線）、現況・計画断面図に明示する断面の位置及び石垣、がけ、木竹、石塊等の位置
	現況・計画断面図	縮尺並びに現況及び行為後の状況
	植栽計画平面図	保全される木竹並びに行われる植栽の種類、位置、高さ及び面積
水面の埋立て又は干拓	付近見取図	方位、施行箇所、道路、河川及び公共建築物
	現況・計画平面図	縮尺、方位、地名、地番、行為地の境界線（土地に高低差がある場合にあつては、境界線及び等高線）、現況・計画断面図に明示す

		る断面の位置及び石垣、がけ、木竹、石塊等の位置
	現況・計画断面図	縮尺並びに現況及び行為後の状況
木竹の伐採及び土石の類の採取	付近見取図	方位、施行箇所、道路、河川及び公共建築物
	現況・跡地整理計画平面図	縮尺、方位、地名、地番、行為地の境界線（土地に高低差がある場合にあっては、境界線及び等高線）及び現況・計画断面図に明示する断面の位置
	現況・計画断面図	縮尺並びに現況及び行為後の状況
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	付近見取図	方位、施行箇所、道路、河川及び公共建築物
	現況・計画配置図	縮尺（50分の1から600分の1までのものに限る。）、方位、地名、地番、敷地の境界線、敷地内の堆積、工作物、木竹等の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	2面以上の立面図	縮尺及び主要な部分の高さ

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

宮古市長 あて

申請者 住所
氏名 印

〔 法人にあっては、その所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

風致地区内行為（変更）許可申請書

宮古市風致地区内における建築等の規制に関する条例第3条第1項の規定により、風致地区内の行為の許可（変更の許可）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

風 致 地 区 名		種 別	第	種地区
行為の種類等	風致地区内行為説明書のとおり			
行 為 地				
行 為 の 期 間	着手予定年月日	年	月	日
	完了予定年月日	年	月	日
工事施行者の住所及び氏名	(電話)			
備 考				

注 変更の場合は、備考欄に変更の概要及び許可番号を記入してください。

様式第2号（第2条関係）

（その1）

風致地区内行為説明書

風致地区内で行う行為の種類並びにその目的及び概要は、次のとおりです。

行為の種類	行為の目的及び概要		
1 建築物 の建築	建築の種類別	(1) 新築 (2) 改築 (3) 増築 (4) 移転 (5) その他 ()	
	主要用途	(1) 専用住宅 (2) 共同住宅 (3) その他 ()	
	敷地面積	平方メートル	
	建築面積	平方メートル	
	高さ	メートル	
	建ぺい率	パーセント	
	外壁又はこれ に代わる柱の 面から敷地の 境界線までの 最短距離	道路に接する部分	メートル
		その他の部分	メートル
	仮設の場合の 設置期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	構造及び階数	造 地上 階 地下 階建	
	色彩		
2 建築物 以外の工 作物の建 設	工作物の種類		
	建設の種類別	(1) 新設 (2) 改修 (3) 増設 (4) 移転 (5) その他 ()	
	用途		
	敷地面積	平方メートル	
	水平投影面積	平方メートル	
	高さ	メートル	
	仮設の場合の 設置期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	構造	造	
色彩			

注1 数値に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

2 変更の場合は、当該変更に係る事項について、変更前と変更後とを対比して記載してください。

(その3)

風致地区内行為説明書

風致地区内で行う行為の種類並びにその目的及び概要は、次のとおりです。

行 為 の 種 類	(1) 宅地の造成 (2) 土地の開墾 (3) その他 ()
宅地の造成等の目的	
宅地の造成等を行う面積 (A)	平方メートル
木竹が保全される面積 (B)	平方メートル
植栽が行われる面積 (C)	平方メートル
緑 地 率 $((B+C)/A) \times 100$	パーセント
周辺 の 土 地 の 用 途	
生ずる法の最高の高さ	メートル
法 の 被 覆 方 法	

- 注1 数値に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 2 変更の場合は、当該変更に係る事項について、変更前と変更後とを対比して記載してください。

(その4)

風致地区内行為説明書

風致地区内で行う行為の種類並びにその目的及び概要は、次のとおりです。

行 為 の 種 類	(1) 水面の埋立て	(2) 水面の干拓
埋立て又は干拓の目的		
水 面 の 面 積		平方メートル
埋立て又は干拓の面積		平方メートル
埋立て又は干拓の方法		
埋立て又は干拓後の用途		
植栽が行われる面積		平方メートル
植 栽 の 方 法		
周 辺 の 土 地 の 用 途		

注1 数値に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

2 変更の場合は、当該変更に係る事項について、変更前と変更後とを対比して記載してください。

(その5)

風致地区内行為説明書

風致地区内で行う行為の種類並びにその目的及び概要は、次のとおりです。

行為の種類	行為の目的及び概要			
1 森林の 伐採	伐採の様態	(1) 皆伐	(2) 択伐	
	伐採の目的	(3) その他 ()		
	森林面積	平方メートル		
	伐採面積	平方メートル		
	伐採樹木の主な樹種、高さ及び本数	樹種	高さ	メートル 本数 本
	伐採後の成林の方法			
	周辺の土地の用途			
2 森林以外 の木竹 の伐採	伐採の目的			
	伐採面積	平方メートル		
	伐採樹木の主な樹種、高さ及び本数	樹種	高さ	メートル 本数 本
	周辺の土地の用途			
	伐採跡地の用途			

注1 数値に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

2 変更の場合は、当該変更に係る事項について、変更前と変更後とを対比して記載してください。

(その6)

風致地区内行為説明書

風致地区内で行う行為の種類並びにその目的及び概要は、次のとおりです。

行 為 の 種 類	土石の類の採取
採 取 の 目 的	
敷 地 面 積	平方メートル
採 取 面 積	平方メートル
土 石 の 種 類	
採 取 量	立法メートル
採 取 方 法	
周辺の土地の用途	
採取跡地の処理方法	

- 注1 数値に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 2 変更の場合は、当該変更に係る事項について、変更前と変更後とを対比して記載してください。

(その7)

風致地区内行為説明書

風致地区内で行う行為の種類並びにその目的及び概要は、次のとおりです。

行為の種類	屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
堆積物件の種類	
堆積の目的	
堆積される期間	年 月 日から 年 月 日まで
敷地面積	平方メートル
現在の敷地の用途	
堆積面積	平方メートル
堆積の高さ	メートル
風致の維持のための処置の内容	
周辺の土地の用途	

- 注1 数値に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 2 変更の場合は、当該変更に係る事項について、変更前と変更後とを対比して記載してください。

様式第3号（第3条関係）

第 年 月 日 号

様

宮古市長 印

風致地区内行為（変更）許可通知書

年 月 日付で申請のあった次の行為（変更）について、風致地区内における建築等の規制に関する条例第4条第1項の規定により許可します。

風致地区名		種別	第 種地区
行為の種類			
行為地			
行為の期間	着手予定年月日	年	月 日
	完了予定年月日	年	月 日
工事施行者の住所及び氏名	(電話)		
備考			

様式第4号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

宮古市長 印

風致地区内行為（変更）不許可通知書

年 月 日付で申請のあった行為（変更）について、次の理由により許可しないこととしましたので、宮古市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

風 致 地 区 名		種 別	第 種地区
行 為 の 種 類			
行 為 地			
許可しない理由			

この処分について不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、宮古市長に対して異議申立てをすることができます（なお、処分を知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立てができなくなります）。ただし、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に宮古市を被告として（訴訟において宮古市を代表する者は宮古市長となります。）提起することができます（なお、処分を知った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴することができなくなります）。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する処分の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提訴しなければなりません。

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

宮古市長 あて

通知者 住所
氏名 印

〔 法人にあつては、その所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

風致地区内行為（変更）通知書

宮古市風致地区内における建築等の規制に関する条例第3条第4項の規定により、風致地区内における行為について、次のとおり関係書類を添えて通知します。

風致地区名		種別	第	種地区
行為の種類等	風致地区内行為説明書のとおり			
行為地				
行為の期間	着手予定年月日	年	月	日
	完了予定年月日	年	月	日
工事施行者の住所及び氏名	(電話)			
備考				

注 変更の場合は、備考欄に変更の概要を記入してください。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

宮古市長 あて

報告者 住所
氏名 印

〔 法人にあつては、その所在地及び名称並び
に代表者の氏名 〕

風致地区内行為完了（廃止）報告書

宮古市風致地区内における建築等の規制に関する条例第5条第1項の規定により、
風致地区内の行為を完了（廃止）しましたので、次のとおり報告します。

許可年月日及び 許可番号	年 月 日	第 号
風致地区名	種別	第 種地区
行為の種類		
行為地		
行為完了（廃止） 年 月 日	年 月 日	
備 考		

注 廃止の場合は、備考欄に廃止する理由を記入してください。

様式第7号（第8条関係）

（表）

第 号
立入検査員証
職名
氏名
年 月 日生
上記の者は、宮古市風致地区内における建築等の規制に関する条例第7条第2項の規定に基づき、風致地区内の土地に立ち入って当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査する者であることを証明する。
年 月 日
宮古市長 印

（裏）

宮古市風致地区内における建築等の規制に関する条例抜粋
（報告及び立入検査）
第7条（省略）
2 市長は、前条の措置を行うため必要があると認めるときは、その職員に、その土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査させることができる。